

中海・宍道湖・大山圏域市長会海外商談会参加等支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中海・宍道湖・大山圏域市長会海外商談会参加等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中海・宍道湖・大山圏域市長会補助金等交付要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「海外商談会等参加事業」とは、海外で開催される見本市、展示会又は商談会（以下「商談会等」という。）において商品見本、カタログ、パネル等の展示を行うこと、及び商談を目的として商談会等に参加することをいう。

(補助金の目的)

第3条 この補助金は、中海・宍道湖圏域（以下「圏域」という。）を構成する市（米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市をいう。）の産業振興を図るため、民間事業者における外国人観光客の誘致及び自社製品、技術等の海外への販路の開拓に向けた自主的な取組を支援することを目的とする。

(補助金の交付)

第4条 前条の目的の達成に資するため、中海・宍道湖・大山圏域市長会（以下、「市長会」という。）は、海外商談会等参加事業を行う圏域内の民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、圏域を構成する市に本社又は主たる事業所を有し、圏域への外国人観光客の誘致又は海外貿易に取り組む企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者に限る。以下この条において同じ。）又は複数の企業により構成されるグループ若しくは団体とする。ただし、地方公共団体から出資している団体を除く。

(補助事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 第2条に掲げる海外商談会等参加事業であること。
- (2) 国、県その他の団体から補助金その他の金銭（以下「国等補助金」という。）の交付を受ける場合にあつては、補助金及び国等補助金の交付を同時に受けることができること。

(3) 補助事業を実施する期間が、補助金の交付の決定を行った日の属する年度の3月31日までの間にあるものであること。

(4) 日本国を発着とする一往復かつ同一国内1地域で実施する事業であること。
(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表1の右欄に定めるものとする。ただし、国等補助金の交付を受ける経費については補助対象経費から除く。

2 補助対象経費を外貨で支払った場合であって、当該補助対象経費の額を円貨に換算した結果1円未満の端数が生じたときは、領収書ごとに当該端数を切り捨てた額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額から、補助事業の実施に伴う収入（本補助金を除く。）及び国等補助金の額を控除して得た額に別表2に定める区分に応じた率を乗じた額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、同表の右欄に定める額を上限とする。

(補助金の申請)

第9条 要綱第4条第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、別に定める募集要項に従い行わなければならない。

2 要綱第4条第1項に規定する補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市長会海外商談会参加等支援事業計画書（別記様式第1号）

(2) 市長会海外商談会参加等支援事業収支予算書（別記様式第2号）

(3) 任意グループ概要書（別記様式第3号。補助対象者が複数の企業により構成されるグループ又は団体である場合に限る。）

(4) 参加しようとする商談会等を案内する文書又はパンフレット

(5) 国、県その他の団体が交付する国等補助金の交付決定通知書の写しその他国等補助金の交付の対象となることを証する書類（補助事業について国等補助金の交付を受ける場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

3 交付申請のあった補助事業に係る補助金の交付の決定については、別に定める募集要項の審査基準に照らし、市長会幹事会において審査するものとする。

4 補助金の申請は、同一の申請者においては同一の年度に1回、かつ通算3回を限度とする。

(実績報告の時期等)

第10条 要綱第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日から20日以

内に行わなければならない。

2 要綱第12条に規定する補助事業等実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市長会海外商談会参加等支援事業報告書（別記様式第4号）
- (2) 市長会海外商談会参加等支援事業収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 商談会等の主催者が作成した報告書又はプレスリリース等商談会等の状況が分かる書類
- (4) 補助対象者の名称が記載されたパンフレット若しくはガイドブックの写し等補助対象者が商談会等に参加したことを確認することができる書類又は商談会等の開催の状況を撮影した写真
- (5) 補助対象経費に係る領収書の写し及び当該補助事業の実施に伴う収入に係る受領書の写し等（原本と相違がないことを代表者が証明したものに限る。）
- (6) 金融機関が発行する補助対象経費を支払った日の為替相場を証明する書類（当該補助対象経費を外貨で支払った場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
（規定外事項）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 (第7条関係)

補助事業	補助対象経費	
	区 分	内 容
海外商談会 等参加事業	(1) 会場費	ア 小間料 商談会等の主催者が定めた出展料 イ 展示工事費 補助対象者が独自に行う展示の際に必要な 装飾工事費及び電気工事費 ウ 備品使用料 展示ブース内で使用する音声映像機器、シ ョーカー、照明機器等のレンタルに要す る経費 エ その他 登録料など出展又は参加に際し必要となる 経費
	(2) 現地通訳費	商談時における現地通訳に要する経費
	(3) 輸送費	展示品、パンフレット等の輸送に係る経費、保 険料等
	(4) 宣伝活動費	商談会等において配布する自社又は自社製品に 係るパンフレット、展示パネル、PR資料の作 成等に要する経費であって、当該商談会等に参 加するため新たに作成したものに限り、翻訳費 用等を含む。
	(5) 旅費	宿泊費及び交通費に限り、食費及び日当を除く。 宿泊費は一泊あたり 19,300 円を上限とする。 航空賃はエコノミークラス相当額とする。 1 事業について 1 名分とする。
	(6) その他	この項の右欄第 1 号から第 5 号までに掲げるも ののほか、会長が必要と認める経費

(注) 上記補助対象経費各区分のうち、国等補助金の交付を受けるものについては補助対象としない。

別表 2（第8条関係）

区分	乗じる率	補助金上限額
(1) ロシア、韓国、中国国内で補助事業を実施する場合	3分の2	30万円
(2) 過去に補助金の交付を受けた者が、補助事業を実施する場合	4分の1	15万円
(3) 国等補助金の交付を受けて補助事業を実施する場合	2分の1	15万円
(4) (1)～(3)以外の場合	2分の1	30万円

(注1) 区分(1)と(2)および(3)に重複して該当する場合は(1)を適用する。

(注2) 区分(2)と(3)に重複して該当する場合は(2)を適用する。